

葛城市住民投票条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、市政運営上の重要事項について、市民の意思表示手段としての住民投票の制度を設け、これによって示された市民の意思を市政に的確に反映し、もって市民の福祉の向上を図るとともに、市民と行政の協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

（住民投票に付することができる重要事項）

第2条 住民投票に付することができる市政運営上の重要事項（以下「重要事項」という。）とは、市が行う事務のうち、市民に直接賛否を問う必要があると認められる事項であって、市及び市民全体に直接の利害関係を有するものをいう。ただし、次に掲げる事項を除く。

- (1) 本市の権限に属さない事項（本市の意思として明確に表示しようとする場合を除く。）
- (2) 市議会の解散、市議会議員又は市長の解職その他法令に基づき住民投票を行うことができる事項
- (3) 本市の組織、人事、予算の調製及び執行の権限その他市の執行機関の内部事務処理に係る事項
- (4) 特定の市民又は地域に関する事項
- (5) 前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

（住民投票の執行）

第3条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、葛城市選挙管理委員会と協議をして、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を葛城市選挙管理委員会に委任するものとする。

（投票資格者）

第4条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条第2項に規定する本市の議会の議員及び長の選挙権を有する者とする。

（市民からの請求による住民投票）

第5条 投票資格者は、規則で定めるところにより、その総数の4分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して、重要事項について住民投票を実施することを請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、既に請求に係る手続が開始されている場合に

においては、当該請求に係る住民投票の手続が行われている間は、何人も、当該住民投票に付そうとされ、又は付されている事項と実質的に同一と認められる事項について、住民投票を請求することができない。

(住民投票の形式)

第6条 前条第1項に規定する住民投票は、二者択一で賛否を問う形式のものとして、請求されたものでなければならない。

(代表者証明書の交付等)

第7条 住民投票請求をしようとする代表者(以下「代表者」という。)は、市長に対し、規則で定めるところにより、住民投票に付そうとする事項及びその趣旨を記載した実施請求書(以下「実施請求書」という。)をもって当該事項が重要事項であること及び前条に規定する住民投票の形式に該当すること(以下これらを「住民投票請求要件」という。)の確認を請求し、かつ、書面により代表者であることの証明書(以下「代表者証明書」という。)の交付を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求及び申請があったときは、それらの内容を審査し、住民投票請求要件に適合していると認められるときは速やかに代表者に代表者証明書を交付し、適合していると認められないときは代表者にその旨を通知するとともに、審査の結果を告示しなければならない。

3 市長は、前項の規定により代表者証明書を交付するときは、第1項の規定による申請の日現在の投票資格者の総数の4分の1の数(以下「必要署名者数」という。)を代表者に通知するとともに、告示しなければならない。

(署名等の収集)

第8条 代表者は、住民投票の実施の請求者の署名簿(以下「署名簿」という。)に実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写しを付して、投票資格者に対し、規則で定めるところにより、署名等(署名し、印を押すことに併せ、署名年月日、住所及び生年月日を記載することをいう。以下同じ。)を求めなければならない。

2 代表者は、本市の区域内で衆議院議員、参議院議員、奈良県の議会の議員若しくは知事又は市議会議員若しくは市長の選挙(以下これらを「選挙」という。)が行われることとなるときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第92条第4項に規定する期間については、署名等を求めることができない。

3 署名等は、前条第3項の規定による告示の日から1月以内でなければ求めることができない。ただし、前項の規定により署名等を求めることができないこととなった期間があったときは、当該期間を除き、前条第3項の規定による告示の日から31日以内とする。

(署名簿の提出等)

第9条 代表者は、署名簿に署名等をした者の数が必要署名者数以上となったときは、前条第3項に規定する期間の満了の日（同項ただし書の規定が適用される場合には、同項ただし書に規定する期間の満了の日）の翌日から5日以内に全ての署名簿（署名簿が2冊以上に分かれているときは、これらを一括したもの）を市長に提出し、署名簿に署名等をした者が、次条第1項に規定する審査名簿に登録されている者であることの証明を求めなければならない。

2 市長は、前項の規定による署名簿の提出を受けた場合において、署名簿に署名等をした者の数が必要署名者数に満たないことが明らかであるとき、又は同項に規定する期間を経過しているときは、当該提出を却下しなければならない。

（審査名簿の調製）

第10条 市長は、規則で定めるところにより、審査名簿（第7条第1項の規定による代表者証明書の交付申請の日現在の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。）を調製しなければならない。

2 市長は、前項の規定により審査名簿の調製をしたときは、規則で定めるところにより、投票資格者からの申出に応じ、審査名簿の抄本（当該申出を行った投票資格者が記載された部分に限る。）を閲覧させなければならない。

3 第1項の規定による登録に関し不服のある者は、規則で定める閲覧の期間内に書面により市長に異議を申し出ることができる。

4 市長は、前項の規定による申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から7日以内にその申出が正当であるかないかを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、申出人を速やかに審査名簿に登録し、又は審査名簿から抹消し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないとして決定したときは、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。

5 市長は、第1項の規定により審査名簿の調製をした日後、当該調製の際に審査名簿に登録されるべき投票資格者が審査名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を速やかに審査名簿に登録しなければならない。

（署名等の審査）

第11条 市長は、第9条第1項の規定により署名等の証明を求められたときは、その日から20日以内に署名簿に署名等をした者が審査名簿に登録されている者かどうかの審査を行い、署名等の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。

2 市長は、前項の規定による署名等の証明が終了したときは、その日から7日間、署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない。

- 3 署名簿の署名等に関し不服のある関係人は、前項に規定する縦覧の期間内に書面により市長に異議を申し出ることができる。
- 4 市長は、前項の規定による申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から14日以内にその申出が正当であるかないかを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、速やかに第1項の規定による証明を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないとして決定したときは、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。
- 5 市長は、第2項に規定する縦覧の期間内に関係人の異議の申出がないとき、又は前項の規定による全ての申出についての決定をしたときは、その旨及び有効な署名等の総数を告示するとともに、署名簿を代表者に返付しなければならない。

(住民投票の実施)

第12条 市長は、第5条第1項の規定による請求を受理したときは、住民投票を実施するものとする。

- 2 市長は、住民投票を実施しようとするときは、当該住民投票請求に係る代表者及び市議会議長にその旨を通知するとともに、その旨を告示しなければならない。

(住民投票の期日)

第13条 市長は、前条第2項の規定による告示の日から起算して30日を経過して90日を超えない範囲内において住民投票の期日(以下「投票日」という。)を定めるものとする。ただし、次項及び第4項の規定により投票日を変更する場合にあっては、当該告示の日から起算して90日を超えて投票日を定めることができる。

- 2 市長は、前項の規定により定めた投票日に選挙が行われるときその他市長が特に必要があると認めるときは、当該投票日を変更することができる。
- 3 市長は、第1項の規定により投票日を定めたとき、又は前項の規定により投票日を変更したときは、当該投票日の少なくとも7日前までにその期日を告示しなければならない。
- 4 前項の規定による告示の日以後、天災その他避けることのできない事故その他特別な事情により市長が特に必要があると認めるときは、投票日を変更することができる。この場合において、市長は、速やかにその旨を告示し、及び変更後の投票日の少なくとも5日前までにその期日を告示しなければならない。

(情報の提供)

第14条 市長は、投票資格者の投票の判断に資するため、住民投票請求の内容の趣旨及び第12条第2項並びに前条第3項及び第4項に規定する告示の内容その他住民投票に関し必要な情報を広報その他適当な方法に

より、投票資格者に対して提供するものとする。

2 市長は、第12条第2項の規定による告示の日から投票日の前日までの期間、住民投票請求の内容を記載した文書の写し及び住民投票請求の事項に係る資料その他の行政上の資料を一般の縦覧に供するものとする。ただし、葛城市情報公開条例（平成16年葛城市条例第7号）第6条各号に規定する公開しないことができる公文書に該当するものについては、この限りでない。

3 市長は、前2項に規定する情報の提供及び資料の縦覧に当たっては、公平性及び中立性を保持しなければならない。

（住民投票運動）

第15条 第18条に規定する投票管理者及び第24条に規定する開票管理者は、在職中、その関係区域内において、住民投票に付されている事項に対し賛成又は反対の投票をし、又はしないよう勧誘する行為（以下「住民投票運動」という。）をすることができない。

2 第22条第2項に規定する不在者投票を管理する者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して住民投票運動をすることができない。

3 第12条第2項の規定による告示の日から投票日までの期間に、本市の区域内で行われる選挙の期日の公示又は告示の日から当該公示又は告示に係る選挙の期日までの期間が重複するときは、当該重複する期間、当該住民投票に係る住民投票運動をすることができない。ただし、当該選挙の公職の候補者（候補者届出政党（公職選挙法第86条第1項又は第8項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）、衆議院名簿届出政党等（同法第86条の2第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）又は参議院名簿届出政党等（同法第86条の3第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）を含む。）がする選挙運動（同法第13章の規定に違反するものを除く。）又は同法第14章の3の規定により政治活動を行うことができる政党その他の政治団体が行う政治活動（同章の規定に違反するものを除く。）が、住民投票運動に及ぶことを妨げるものではない。

4 住民投票運動は、買収、脅迫その他投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

（投票資格者名簿の調製）

第16条 市長は、規則で定めるところにより、投票資格者名簿（第13条第3項の規定による告示の日の前日（同条第4項の規定により投票日を変更する場合にあっては、市長が別に定める日）現在（投票資格者の年齢については、投票日現在）の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。）を調製しなければならない。

- 2 投票資格者名簿は、次条の規定により設ける投票区ごとに編製しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により投票資格者名簿の調製をしたときは、規則で定める期間、投票資格者（投票資格者名簿に登録された者に限る。）からの申出に応じ、規則で定めるところにより、投票資格者名簿の抄本（当該申出を行った投票資格者が記載された部分に限る。）を閲覧させなければならない。
- 4 第1項の規定による登録に関し不服のある者は、規則で定める期間内に書面により市長に異議を申し出ることができる。
- 5 市長は、前項の規定による申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から3日以内にその申出が正当であるかないかを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、その申出人を速やかに投票資格者名簿に登録し、又は投票資格者名簿から抹消し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないと決定したときは、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。
- 6 市長は、第1項の規定により投票資格者名簿の調製をした日後、当該調製の際に投票資格者名簿に登録されるべき投票資格者で、かつ、引き続き投票資格者である者が投票資格者名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を速やかに投票資格者名簿に登録しなければならない。
（投票区及び投票所）

第17条 投票区及び投票所（第22条第1項に規定する期日前投票の投票所を含む。次条及び第21条第3項において同じ。）は、規則で定めるところにより設ける。

（投票管理者及び投票立会人）

第18条 市長は、規則で定めるところにより、投票所に投票管理者及び投票立会人を置く。

（投票資格者名簿未登録者の投票）

第19条 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。

（投票資格者でない者の投票）

第20条 投票日（第22条第1項に規定する期日前投票にあつては、当該投票日。以下同じ。）において、投票資格者でない者は、投票をすることができない。

（投票の方法等）

第21条 住民投票は、住民投票に付されている事項ごとに1人1票の投票とする。

- 2 住民投票の投票を行う投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票日において、自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経

なければ、投票をすることができない。

3 投票人は、投票人の自由な意思に基づき、自ら、投票所において、住民投票に付されている事項に賛成するときは投票用紙の賛成の記載欄に○の記号を、これに反対するときは投票用紙の反対の記載欄に○の記号を自書して、これを投票箱に入れる方法によるものとする。

4 投票用紙には、投票人の氏名を記載してはならない。

5 何人も、投票した内容を陳述する義務はない。

(期日前投票等)

第22条 前条第2項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票を行うことができる。

2 前条第2項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、不在者投票を行うことができる。

3 前条第3項及び第25条第2項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、点字投票を行うことができる。

4 前条第3項及び第25条第2項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をさせることができる。

(開票区及び開票所)

第23条 開票区は、市の区域による。

2 開票所は、市長の指定した場所に設ける。

3 市長は、あらかじめ開票所及び開票の日時を告示しなければならない。

(開票管理者及び開票立会人)

第24条 市長は、規則で定めるところにより、前条第2項に規定する開票所に開票管理者及び開票立会人を置く。

(投票の効力等)

第25条 投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない。

2 次に掲げる投票は、無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) ○の記号以外の事項を記載したもの

(3) ○の記号を自書しないもの

(4) ○の記号を賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの

(5) ○の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれに記載したのかを確認し難いもの

(6) 白紙投票

(住民投票の成立要件等)

第26条 住民投票は、一の住民投票に付されている事項について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。この場合において、開票作業その他の作業は行わな

い。

(投票結果等の告示及び通知)

第27条 市長は、前条の規定により住民投票が成立しなかったとき、又は住民投票が成立し、投票の結果が判明したときは、直ちにこれを告示するとともに、第7条第1項の代表者及び市議会議長にこれを通知しなければならない。

(投票結果の尊重)

第28条 一の住民投票に付されている事項について投票した者の賛否いずれか過半数の結果が投票資格者総数の3分の1以上に達したときは、市長、市議会及び市民は住民投票の結果を尊重しなければならない。

(再請求の制限期間)

第29条 この条例による住民投票が実施された場合には、第27条の規定による告示の日から2年間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について、住民投票請求を行うことができない。

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成●年●月●日から施行する。